

平成28年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 許認可等の事務について
- 3 監査対象 環境部生活環境課（廃棄物処理手数料の減免）
- 4 監査実施期間 平成29年2月 2日
- 5 監査結果報告 平成29年3月31日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【生活環境課】

共通（1）標準処理期間の設定について

標準処理期間の設定は、処分の性質上、設定が困難な場合もありうることから努力義務とされている。しかし、過去の処分事例の蓄積によりその処理状況を勘案し、受付から処分までの標準的な期間を見出すことは可能であると考えられる。

設定していない理由を、「申請の内容によって審査の手続が異なり、一律に期間を定めることが困難なため」としている事務については、申請を類型化して区分することによって、その区分ごとに複数の標準処理期間を定めることが可能であると考えられる。また、「申請のあった当日に処分を行うため」としている事務については、標準処理期間を即日と定めることが可能であると考えられる。

標準処理期間は、申請をしようとする者及び申請者にとって、申請に対する処分が行われるまでにどのくらいの期間を要するかを予測するための重要なものであり、また、行政庁にとっては事務処理の公平性、迅速性を確保するためのものである。

過去に一定の処分事例があるにもかかわらず標準処理期間の設定がなされていない事務については、これまでの処理状況を勘案のうえ、その許認可等の性質に応じた工夫をすることによって、申請をしようとする者及び申請者にとって目安となる標準処理期間を設定し、それを公にすること。

【改善事項】

【措置済】 平成29年 4月 1日

過去の処分事例での標準的な期間を踏まえ、標準処理期間を7日間と設定し、四日市市行政手続条例第6条の規定に基づき、事務所における備付けを行うとともに、市ホームページに掲載し公表した。

<p>(7) 手数料の免除事由について 規則における手数料の免除事由に関する定めが、それによって判断するには不明確な内容のものであった。規則の規定を整備すること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成29年 9月29日 平成29年度中の規則の規定整備に向けて、対応を進めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成30年 3月30日 市議会平成30年2月定例会月議会において、手数料の免除の基準について整理するよう指摘があったことから、規則の規定の整備を含め、基準の再検討を行っている。</p>